

令和5年10月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 13:30~15:15

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	雨宮 一夫
2番	仲田 孟	21番	曾雌 源興
3番	伊藤 光	22番	猪股 昇
4番	(欠番)	23番	猪股 和宏
5番	横森 武千代	24番	金丸 光太郎
6番	志村 保則	25番	今福 重幸
7番	伴野 正明	26番	小泉 尚志
8番	比志 秀樹	27番	内藤 幹雄
9番	樽林 信昭	28番	小澤 仁
10番	山本 弘行	29番	功刀 良人
11番	深澤 博文	30番	中込 秀樹
12番	鶴田 好仁	31番	小野 賢治
13番	駒井 恵二	32番	井上 清
14番	山本 昌巳	33番	志村 圭一
15番	秋山 武仁		
16番	矢崎 芳章		
17番	飯野 直人		
18番	浅川 節子		
19番	堀川 喜美雄		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

書記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年10月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番 山本 弘行 委員、11番 深澤 博文 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	8件	7,880.72 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	3件	194.89 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件	3,243.28 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件	12,426 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件	4,764 m ²
合計		20件	28,508.89 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、

10月10日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局 小屋が出席しました。

10月20日、市町村農業委員会会長研修会・会議に柳本会長が出席しました。

10月20日、農業会議全国研究会に事務局 早川が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが7件、貸借権の設定に関するものが1件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互交換による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための地上権における賃貸借権設定の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達い

たします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井茅林、営農型太陽光発電施設設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割穴田、倉庫建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道上、敷地拡張のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：志村（保）委員

申請番号2番：秋山委員

申請番号3番：志村（圭）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<横森（武）委員>

申請番号1について、営農型太陽光というのは農振がかかっている場所でも、農地を有効活用する、ということが前提で転用は不要なのか。

<事務局>

営農型太陽光発電は、農振農用地において、農地を有効活用しながら電力を確保する、というものになります。

<横森（武）委員>

農振農用地以外の場所で作物を育てなくても太陽光発電をする、ということもあるのですか？

<事務局>

今月の案件にもありますが、農振農用地以外の場所では、隣接地を確認し転用可能な場所であれば、地目を変更して普通の太陽光発電を設置するというものがあります。

<横森（武）委員>

以前、農業委員が営農型太陽光発電施設の下の作物の状況を確認するという指示の資料があったかと思いますが。

<事務局>

農地利用状況調査の際に合わせて作付状況を見ていただくというお願いをしております。

<横森（武）委員>

本市は風が強い場所なので、支柱が倒れないようにするにはしっかりと固めなければならないと思いますが、重機が入り固められてしまった農地が畑として使用できるのか疑問です。また、3年ごとの更新とのことですが、不許可となった場合撤去できるのか疑問です。

<事務局>

支柱設置により固められてしまった場合は、トラクター等で耕作できる状態に復旧していただきます。また、提出された営農計画をもとに許可をしており、また、毎年作付け状況の報告も法律で義務づけられておりますので、作付け状況が悪い場合は、県とともに指導を行っております。

<横森（武）委員>

更新を不許可とした場合、支柱の撤去は誰が行うのですか。

<事務局>

申請の際に、撤去費用があるか残高証明の添付を義務づけております。

<伴野委員>

申請番号1番について、場所も見てきましたが現在作物は育っていません。作物を変更することですが、次の更新の際も今度はまた別の作物を育てます、となった場合、そういったことが許されるのか、県の担当課とよく検討していただきたいです。

<堀川委員>

申請番号1番について、ゆずからシャインマスカットに変更することと、ぶどうの場合は棚を作らなければならないと思いますが、3年間の営農計画の中で、いつまでに棚を作ることになっていますか。早ければ早いほど生産に結び付くかと思いますが、どのような計画になっていますか。

<事務局>

説明資料を見ていただければと思いますが、支柱に沿って棚を架設するという計画が提出されております。事務局としては植え付けの時期に合わせて棚を作るという認識をしております。

<堀川委員>

ただ植えただけでは伸び放題になってしまい栽培できないと思いますので、その約束をきっちりして、出来なかった場合等は申請人と話をさせていただくことをお願いしたいと思います。

<事務局>

栽培方法や棚の設置につきましては、検討相談しながら指導してまいります。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件、貸借権の設定に関するものが1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保芝原畑、相互交換のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山釜無河原、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町北宮地妻神、営農型太陽光発電施設設置のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割外御勅使、工場用地のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條西割割羽沢、太陽光発電施設設置のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：猪股（和）委員

申請番号2番：駒井委員

申請番号3番：功刀委員

申請番号4番：山本（昌）委員

申請番号5番：井上委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<伴野委員>

申請番号3番について、営農型太陽光発電について、どのくらい収穫があったか報告義務があると思いますが、事務局では状況報告の中で数字を把握していますか。

<事務局>

説明資料の写真を見ていただくとネットが張ってあるのがわかると思いますが、去年は鳥の被害があり収穫がほとんどできなかったようですが、今年はネットを張るという改善策を状況報告の中で記載があり、写真のとおり実施しているとのこと。

<伴野委員>

転用申請を不許可とする理由として、作物がきちんと収穫できていないということを理由としていいのであれば、状況報告書を事務局でしっかり管理し、指導をした方がよいと思います。一時転用の申請があった場合は、状況報告で上がってきた収穫状況のデータを資料として提示していただきたいと思います。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件は、今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が3件、農地法第18条による通知が1件です。議案集の6ページをご覧ください。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保神ノ木他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は旭町上條北割金山他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は龍岡町若尾新田海老島他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年10月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美